

○国立大学法人筑波技術大学職員給与規程

〔平成17年10月3日〕
規程第46号

最終改正 令和8年6月25日規程第33号

国立大学法人筑波技術大学職員給与規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学職員就業規則(平成17年規則第5号以下「就業規則」という。)第29条の規定に基づき、国立大学法人筑波技術大学(以下「本学」という。)に所属する職員(年棒制の適用を受ける職員を除く。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 給与の支払と支給日等

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類		給与の計算期間	給与支給日
基本給与	俸給 俸給の調整額	一の月の初日から 末日まで	その月の17日(ただし、その日が日曜日に当るときは、15日(15日が休日に当るときは、18日)、その日が土曜日に当るときは、16日)
諸手当	管理職手当 役職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当		
	放射線取扱手当 時間外勤務手当 休日給 夜勤手当 学位論文審査手当 入試手当		翌月の17日(ただし、その日が日曜日に当るときは、15日(15日が休日に当るときは、18日)、その日が土曜日に当るときは、16日)
	期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当るときは、前々日、土曜日に当るときは、前日)

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、職員が希望した場合は、職員の指定する職員名義の預貯金口座等へ振込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(日割計算等)

第4条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給する。俸給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給

するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当の支給について準用する。

(給与の即時払)

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらずすみやかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(非常時払)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与をすみやかに支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき。

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。

(4) その他特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第22条及び第32条から第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する地域手当の月額(算出の基礎から扶養手当を除く。)、管理職手当、初任給調整手当の月額の合計額を155で除して得た額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第3章 俸 給

(俸給)

第10条 俸給は、俸給表に定める級及び号俸で区分する俸給月額により支給する。

2 職員の受ける級及び号俸は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の労働条件を考慮して決定する。

3 職員の受ける級及び号俸が前項の規定に合致していないと認めたときは、その俸給を調整することができる。

4 就業規則第23条第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の俸給は、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する級に応じた俸給月額とする。

5 国立大学法人筑波技術大学職員の育児休業等に関する規程(平成17年法人規程第51号。以下「育児休業等規程」という。)第26条の規定により育児短時間勤務をする職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、第1項に掲げる俸給月額に育児休業等規程第26条の規定により定められた当該職員の1週間当たりの所定勤務時間を国立大学法人筑波技術大学職員の勤務時間・休日・休暇に関する規程(平成17年法人規程第43号。以下「勤務時間等規程」という。)第2条第1項に規定する1週間当たりの所定勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

(俸給の特例)

第10条の2 前条第1項の規定にかかわらず、就業規則第2条第2号から第4号の職員の俸給月額は、当分の間、当該職員が60歳に達した以後における最初の4月1日(次項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表に定める俸給月額に100分の

70 を乗じて得た額（当該額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときは、これを 100 円に切り上げる。）とする。

- 2 国立大学法人筑波技術大学職員任用規程（平成 17 年法人規程第 44 号）第 9 条の 2 により降任した職員であって、当該他の職へ降任した日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に前項の規定により当該職員の俸給月額（以下「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときは、これを 100 円に切り上げる。以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員については、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

- 3 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計が、当該職員の属する俸給表の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合には、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「当該職員の属する俸給表の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」と読み替えて適用するものとする。

（俸給表の種類）

第 11 条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 一般職員俸給表（別表第 1）
- (2) 教育職員俸給表（別表第 2）
- (3) 医療職員(一)俸給表（別表第 3）
- (4) 医療職員(二)俸給表（別表第 4）

（俸給等の改定）

第 12 条 人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）の改正が行われた場合には、俸給及び諸手当を増額又は減額改定することができる。

（初任給）

第 13 条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、学長が決定する。

（昇格）

第 14 条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により 1 級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第 15 条 就業規則第 11 条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

（初任給基準を異にする異動の場合の俸給）

第 16 条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、俸給を学長が決定する。

（俸給表の適用を異にする異動の場合の俸給）

第 17 条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合は、その異動後の職務に応じ、俸給を学長が決定する。

（昇給）

第 18 条 職員の昇給は、昇給日に、同日前 1 年間ににおけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

- 2 一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上である者及び教育職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級である者を特定職員とする。

- 3 昇給をさせる場合の号俸数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分に応じて次の表に定める職員昇給号俸数表に定める号俸数とする。

職員昇給号俸数表

昇給区分		A	B	C	D	E
令和 8 年 1 月～	特定職員	2	1	0	0	0
	一般職員	8 以上	6	4	2	0
	5 5 歳以上	2 以上	1	0	0	0
平成 2 8 年 1 月～	特定職員	8 以上	6	3	2	0
	一般職員	8 以上	6	4	2	0
	5 5 歳以上	2 以上	1	0	0	0
平成 2 7 年 1 月	特定職員	7 以上	5	2	1	0
	一般職員	7 以上	5	3	1	0
	5 5 歳以上	1 以上	0	0	0	0
平成 2 6 年 1 月	特定職員	8 以上	6	3	2	0
	一般職員	8 以上	6	4	2	0
	5 5 歳以上	2 以上	1	0	0	0
平成 2 3 年 1 月 ～平成 2 5 年 1 月	特定職員	8 以上	6	3	2	0
	一般職員	8 以上	6	4	2	0
	5 5 歳以上	4 以上	3	2	1	0
平成 2 0 年 1 月 ～2 2 年 1 月	特定職員	7 以上	5	2	1	0
	一般職員	7 以上	5	3	1	0
	5 5 歳以上	3 以上	2	1	0	0
平成 1 9 年 1 月	特定職員	5 以上	3	1	0	0
	5 5 歳以上	2 以上	1	0	0	0
		特に良好		良好	良好であると認められない	
	一般職員	5 以上		2	1 又は 0	
	5 5 歳以上	2 以上		0	0	

4 前項に規定する昇給の区分は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給の区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことはできない。
(昇給日)

第 1 9 条 前条に規定する昇給の日は、毎年 1 月 1 日とする。

(研修、表彰等による昇給)

第 2 0 条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、業務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

第 4 章 給与の特例等

(休職者の給与)

第 2 1 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 1 4 条第 1 項第 1 号の規定による休職(以下この条において「病気休職」という。)にされたときは、その休職期間中、給与の全額(労基法第 7 6 条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和 2 2 年法律第 5 0 号。以下「労災法」という。))

第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

- 2 職員が前項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当(以下この条において「俸給等」という。)の100分の80を支給することができる。
- 3 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第14条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内(業務上の災害若しくは労災法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第14条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第14条第1項第5号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。
- 7 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業等をしている職員の給与)

第21条の2 就業規則第38条の2の規定により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与は支給しないこと。
- (2) 第35条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給すること。
- (3) 育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給すること。

(介護休業等をしている職員の給与)

第21条の3 就業規則第38条の3の規定により介護休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与は支給しないこと。
- (2) 第35条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給すること。
- (3) 介護部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給すること。

(給与の減額及び不支給)

第22条 職員が勤務しないときは、休暇の場合、その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる。
- 3 前項の規定により俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる期間が1年を超える場合は、超えることとなる当該病気休暇又は当該措置に係る期間については、給与は支給しない。

第5章 諸手当

(俸給の調整額)

第23条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の労働条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職員と学長が認めるときは、その特殊性に基づき、職員の俸給の調整を行う。

- 2 前項の規定により俸給の調整を行う職員は、別表第5の区分に掲げる職員とする。
- 3 職員の俸給の調整額は、当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて別表第6に掲げる調整基本額にその者に係る別表第5の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額）とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、俸給の調整額の支給に関し必要な事項は別に定める。

（管理職手当）

第24条 管理職手当は、別表第7に掲げる管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給するものとし、管理職手当の月額は、同表に定める額（育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額）とする。

- 2 前項に規定する管理職手当の月額は、所定の労働時間を超えて勤務した場合における給与相当額を、含むものとする。
- 3 第1項に規定する職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の傷病又は通勤（労災法に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病によって勤務しないことに特に承認のあった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。

（役職手当）

第24条の2 役職手当は、次の表に掲げる役職者に対して支給するものとし、役職手当の月額は、同表に定める額（育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額）とする。

役 職 名	手当額
附属図書館長	10,000円
保健管理センター長	10,000円
研究科長	10,000円
学部長補佐	10,000円
障害者高等教育研究支援センター 副センター長	10,000円
学科長	10,000円
副学科長	10,000円
コース長（保健科学部保健学科に限る）	10,000円
障害者高等教育研究支援センター 障害者支援研究部長及び障害者基礎教育研究部長	10,000円
特命学長特別補佐	10,000円
特命学長補佐	3,000円

（管理職手当及び役職手当の併給禁止）

第24条の3 2以上の役職を兼ねる場合は、管理職手当又は役職手当の最も高い手当額を支給する。ただし、附属図書館長が別の役職を兼ねる場合は、管理職手当又は役職手当の最も高い手当額に3,000円を加えた額を支給する。

（初任給調整手当）

第25条 新たに採用され、教育職員俸給表の適用を受け、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する職員には、月額52,100円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。ただし、再任用職員には支給しない。

- 2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証

又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

- 3 初任給調整手当の月額、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第8に掲げる額（育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額）とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年（医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては、6年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。
- 4 初任給調整手当を支給されている職員が就業規則第14条の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する別表第8の適用については、当該休職の期間（第21条第1項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これらの職員となった日前にこの規則による初任給調整手当、給与法に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給する手当でこれに相当するものと認めた手当（以下この項において「初任給調整手当等」という。）を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（扶養手当）

第26条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額、同表に定める額の合計額とする。

対 象 者	手 当 額
第1号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき13,000円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（教育職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「教育職員5級職員」という。）にあっては、3,500円）
第3号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第4号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第5号 重度心身障害者	

- 3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 4 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を学長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親

族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

5 学長は、扶養手当の支給に関して必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

6 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(地域手当)

第27条 本学に勤務する職員に支給割合100分の16の地域手当を支給するものとし、地域手当の月額、俸給、俸給の調整額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、支給割合を乗じて得た額とする。

2 給与法に規定する地域手当及び他の法人等において支給する手当でこれに相当するものと認めた手当を支給されていた職員が、引き続き本学の職員となった場合、地域手当を支給される職員との権衡上必要があると学長が認めたときは、採用の日から2年間、採用の日の前日に勤務していた地域に係る支給割合による地域手当を支給する。

3 前項の地域手当を支給されている職員の2年目の地域手当の額は、その額に100分の80を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第28条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額(同表各号のいずれにも該当する職員にあっては、同表各号に定める額の合計額)とする。

職員の区分	手当額	
第1号 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員その他別に定める職員を除く。)	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額	
	イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から16,000円を控除した額
	ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
第2号 第30条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)	

2 新たに前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、その居住の実情、住宅の契約関係等を速やかに学長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の契約関係等に変更があった場合についても、同様とする。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(通勤手当)

第29条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、又は自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満である職員を除く。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用する職員にあつては、支給単位期間の通勤に要する運賃等の相当額（以下「運賃等相当額」という。）
- (2) 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあつては、自動車等の使用距離に応じて次の表に定める額（平均1ヶ月当たりの通勤所要回数が10回に満たない者にあつては、その額に100分の50を乗じて得た額）

自動車等の使用距離	手当額
片道5km未満	2,000円
片道5km以上10km未満	4,200円
片道10km以上15km未満	7,300円
片道15km以上20km未満	10,400円
片道20km以上25km未満	13,500円
片道25km以上30km未満	16,600円
片道30km以上35km未満	19,700円
片道35km以上40km未満	22,800円
片道40km以上45km未満	25,900円
片道45km以上50km未満	29,100円
片道50km以上55km未満	32,300円
片道55km以上60km未満	35,500円
片道60km以上である職員	38,700円
片道60km以上65km未満	38,700円
片道65km以上70km未満	42,200円
片道70km以上75km未満	45,700円
片道75km以上80km未満	49,200円
片道80km以上85km未満	52,700円
片道85km以上90km未満	56,200円
片道90km以上95km未満	59,600円
片道95km以上100km未満	63,000円
片道100km以上である職員	66,400円

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあつては、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額。ただし、

交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が2 km未満のものである場合は、第1号又は第2号により算出した額のいずれか高い額

- 3 他の国立大学法人等からの人事交流等により勤務場所を異にする異動に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で学長が認めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が、学長が定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（学長が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当

支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1ヶ月当たりの駐車場等の料金に相当する額として学長が定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前2項の規定による額

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合は、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 6 第1項の職員が、出張、研修、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。

- 7 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合、住居、通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更した場合、駐車場等の利用を開始し若しくは終了した場合、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があった場合には、その通勤の実情をすみやかに学長に届け出なければならない。

- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6ヶ月を超えない範囲内で1ヶ月を単位として定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1ヶ月）をいう。

- 9 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は別に定める。
（単身赴任手当）

第30条 新たに採用され、又は他の国立大学法人等からの人事交流等により勤務場所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認めた職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。なお、再任用職員には支給しない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める

額を加算した額)とする。

交 通 距 離	加 算 額
1 0 0 km以上 3 0 0 km未満	8, 0 0 0 円
3 0 0 km以上 5 0 0 km未満	1 6, 0 0 0 円
5 0 0 km以上 7 0 0 km未満	2 4, 0 0 0 円
7 0 0 km以上 9 0 0 km未満	3 2, 0 0 0 円
9 0 0 km以上 1, 1 0 0 km未満	4 0, 0 0 0 円
1, 1 0 0 km以上 1, 3 0 0 km未満	4 6, 0 0 0 円
1, 3 0 0 km以上 1, 5 0 0 km未満	5 2, 0 0 0 円
1, 5 0 0 km以上 2, 0 0 0 km未満	5 8, 0 0 0 円
2, 0 0 0 km以上 2, 5 0 0 km未満	6 4, 0 0 0 円
2, 5 0 0 km以上	7 0, 0 0 0 円

- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類（これらの書類の写を含む。））を添付して、配偶者等との別居の状況等を速やかに学長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は別に定める。
(放射線取扱手当)

第31条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給するものとする。

業 務 内 容	手当額
診療放射線技師又は学長が特に認める職員が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した場合又は職員が管理区域内において放射線業務に従事した場合で、月の初日から末日までの間に外部放射線を被爆し、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが認められた場合	1月につき 7,000円

(時間外勤務手当)

- 第32条 所定の勤務日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）に業務上の必要による所定の勤務時間以外の時間における勤務（以下「時間外勤務」という。）を命じられた職員には時間外勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時まで（以下「深夜」という。）において行われた場合は、100分の150）を時間外勤務手当として支給する。ただし、第24条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、時間外勤務した時間と勤務時間等規程第13条に規定する休日（勤務時間等規程第14条の規定により振替られた休日を含む。）に業務上の必要により勤務（以下「休日勤務」という。）した時間の合計が1ヶ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて時間外勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175）を時間外勤務手当として支給する。
- 3 第1項前段及び前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員の当該所定勤務時間を超えて勤務した時間とその日における所定勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務にあっては、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤

務が深夜において行われた場合は、１００分の１２５)の割合を乗じて得た額とする。

(休日給)

第３３条 休日勤務を命じられた職員には、勤務を命じられた全時間に対して、勤務１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額の１００分の１３５（その勤務が深夜において行われた場合は、１００分の１６０）を休日給として支給する。ただし、第２４条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

２ 前項の規定にかかわらず、休日勤務を命じられた職員が勤務時間等規程第１４条の２に規定する代休日を指定した場合は、勤務１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額の１００分の３５（その勤務が深夜において行われた場合は、１００分の６０）を休日給として支給する。ただし、代休日を取得しなかったときはこの限りではない。

３ 第１項の規定にかかわらず、時間外勤務した時間と休日勤務した時間の合計が１ヶ月について６０時間を超えた職員には、その６０時間を超えて休日勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額の１００分の１５０（その勤務が深夜において行われた場合は、１００分の１７５）を休日給として支給する。

(夜勤手当)

第３４条 職員が深夜に勤務した場合は、その勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額の１００分の２５を夜勤手当として支給する（第３２条及び前条の規定により時間外勤務手当又は休日給が支給されることとなる場合を除く。）。

(学位論文審査手当)

第３４条の２ 学位論文審査手当は、筑波技術大学大学院技術科学研究科論文審査に関する細則第４条に規定する審査委員として論文審査に従事した場合に支給する。

２ 前項の手当の額は、論文１件につき次の金額を支給する。

(１) 主査 ２０,０００円

(２) 副査 １０,０００円

(入試手当)

第３４条の３ 入試手当は、別表第９に掲げる大学入学共通テストの当日業務に従事した教育職員に対して支給する。

２ 前項の手当の額は、別表第９に掲げる業務区分に応じて同表に掲げる手当額とする。

(時間外勤務手当、休日給及び夜勤手当に係る時間数の端数処理)

第３４条の４ 第３２条に規定する時間外勤務手当、第３３条に規定する休日給及び第３４条に規定する夜勤手当を計算する場合における時間数の端数は、１ヶ月単位で集計したうえで、次の各号に定めるところにより処理する。

(１) 第３２条第１項及び第２項に規定する時間外勤務時間数、第３３条第１項及び第３項に規定する休日勤務時間数並びに第３４条に規定する深夜勤務時間数の各合計時間数に１時間未満の端数があるときは、３０分未満を切り捨て、３０分以上を１時間に切り上げる。

(２) 第３３条第２項に規定する休日給（代休日を指定した場合の１００分の３５（その勤務が深夜において行われた場合は、１００分の６０）に相当する部分をいう。）の対象となる時間数の合計に１時間未満の端数があるときは、前号の規定にかかわらず、次のとおり処理する。

イ 端数が１分以上３０分以下であるとき ３０分に切り上げる。

ロ 端数が３０分を超えるとき １時間に切り上げる。

(期末手当)

第３５条 期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第３６条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前１ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第２４条に該当して解雇され、又は死亡した職員（第３項第２号に定める職員を除く。）についても同様とする。

２ 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条から第３６条までにおいて同じ。）において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給及び俸給の調整額に算出率を乗じて得た額。以下この条及び次条において同じ。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、次の表

(1) に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額
の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別
加算額」という。）（次の表（2）に定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあって
は、その額に、同表の区分に応じ、俸給に同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下
「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、100分の126.
25を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、100分の106.25を乗じて得た
額）に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表
（3）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（1）

俸給表	職務の級	加算割合
一般職員俸給表	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
教育職員俸給表	5級	100分の15（別に定める職 員にあっては100分の20）
	4級・3級	100分の10（職務の級4級 の職員のうち別に定める職員に あっては100分の15）
	2級（基準日現在の経験年数の うち5年（修士課程終了）以上 の年数であるものに限る。）	100分の5
医療職員(一)俸給表	8級・7級・6級	100分の15
	5級	100分の10
	4級・3級・2級（2級の職員 については、基準日現在の経験 年数のうち15年（短大3卒）以 上の年数であるものに限る。）	100分の5
医療職員(二)俸給表	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級・2級（2級の職員につい ては、基準日現在の経験年数の うち15年（短大3卒）以上の 年数であるものに限る。）	100分の5

表（2）

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職員俸給表	1種	7級以上	100分の25
	2種		100分の15
	3種		100分の10
教育職員俸給表	2種	5級	100分の15
	3種		100分の10
医療職員(二)俸給表	2種	6級・7級	100分の15

表（３）

在職期間	割 合
６ヶ月	１００分の１００
５ヶ月以上６ヶ月未満	１００分の８０
３ヶ月以上５ヶ月未満	１００分の６０
３ヶ月未満	１００分の３０

- ３ 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、期末手当は支給しない。
 - (1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員
 - イ 無給休職者（就業規則第１４条の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
 - ロ 刑事休職者（就業規則第１４条第１項第２号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
 - ハ 就業規則第３８条の２の規定により育児休業又は同規則第３８条の３の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前６ヶ月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
 - (2) 基準日１月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員
 - イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員、就業規則第４２条第３号の規定により停職とされている職員
 - ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法の適用を受ける職員となった者
 - ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間に国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）
- ４ 第１項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者には、期末手当は支給しない。
 - (1) 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第４２条第５号の規定により懲戒解雇となった職員
 - (2) 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第２４条第１項第２号の規定により解雇となった職員
 - (3) 基準日前１ヶ月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職し、又は解雇（就業規則第２４条第１項第１号の規定に該当して解雇された職員を除く。）された職員で、その退職し、又は解雇された日から支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたものの
 - (4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けたもの（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- ５ 支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、次のいずれかに該当する場合には、期末手当を一時差し止めることができる。
 - (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき。
- ６ 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は別に定める。
（勤勉手当）

第36条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第24条に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤 務 期 間	割 合
6ヶ月	100分の100
5ヶ月15日以上6箇月未満	100分の95
5ヶ月以上5ヶ月15日未満	100分の90
4ヶ月15日以上5ヶ月未満	100分の80
4ヶ月以上4ヶ月15日未満	100分の70
3ヶ月15日以上4ヶ月未満	100分の60
3ヶ月以上3ヶ月15日未満	100分の50
2ヶ月15日以上3ヶ月未満	100分の40
2ヶ月以上2ヶ月15日未満	100分の30
1ヶ月15日以上2ヶ月未満	100分の20
1ヶ月以上1ヶ月15日未満	100分の15
15日以上1ヶ月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

- 3 前条第3項規定は、同項第1号中イ及びロを「休職者（就業規則第14条第1項の規定により休職にされている職員（第21条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。
- 4 前条第4項及び第5項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 5 前4項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

第6章 規程の実施

（実施に関し必要な事項）

第37条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。
- 2 第35条第2項に規定する期末手当及び第36条第2項に規定する勤勉手当の「基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間」には、平成17年12月1日を基準日とする場合、施行日前日までの国立大学法人筑波技術短期大学の職員として在職した期間も含めるものとする。
- 3 人事交流により採用された者については、他の国立大学法人及び国等の在職期間をこの

在職期間に含めるものとする。

- 4 平成16年4月1日の前日において人事院規則9-103（暫定筑波研究学園都市移転手当）の適用を受けていた職員の施行日以降における同手当の支給については、同規則の適用があったものとして適用される支給割合を乗じて得た額を支給する。
- 5 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第35条第2項及び第36条第2項の規定の適用については、第35条第2項中「100分の140」とあるのは、「100分の125」と、「100分の120」とあるのは、「100分の110」と、第36条第2項中「100分の75」とあるのは、「100分の70」と、「100分の95」とあるのは、「100分の85」とする。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以後の第10条第1項に規定する俸給月額については、平成18年3月31日に受けていた俸給月額（国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年規程第24号）の施行の日において適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものの以外の職員にあっては、当該俸給月額に100分の99.59を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しない職員は、その達するまでの間は、新たな俸給月額に加え、新旧俸給月額の差額（国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第50号）附則第2項の規定により給与を減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から56号俸
	2級	1号俸から24号俸
	3級	1号俸から8号俸
教育職員俸給表	1級	1号俸から48号俸
	2級	1号俸から32号俸
	3級	1号俸から12号俸
医療職員（一）俸給表	1級	1号俸から52号俸
	2級	1号俸から32号俸
	3級	1号俸から16号俸
	4級	1号俸から4号俸
医療職員（二）俸給表	1級	1号俸から56号俸
	2級	1号俸から40号俸
	3級	1号俸から16号俸
	4級	1号俸から4号俸

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以後の改正後の第24条第1項に規定する管理職手当の額は、別表第7の規定にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる職名に応じた支給割合を俸給に乗じて得た額とする。

職 名	支給割合
副学長	100分の20

産業技術学部長	100分の12
保健科学部長	100分の12
障害者高等教育研究支援センター長	100分の12
保健科学部附属東西医学統合医療センター長	100分の12
事務局長	100分の20
総務課長	100分の12
財務課長	100分の12
聴覚障害支援課長	100分の12
視覚障害支援課長	100分の12

附 則

この規程は、平成19年4月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

- この規程は、平成20年1月25日から施行する。
- 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - 第36条の改正規定 平成19年12月1日
 - 前号に掲げる規定以外の規定 平成19年4月1日

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程による改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（平成17年規程第46号）第24条第1項に規定する管理職手当の月額は、別表第7に定める額とする。

附 則

- この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第18条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日以後の第10条第1項に規定する俸給月額については、平成18年3月31日に受けていた俸給月額（国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年規程第24号）の施行の日において適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外の職員にあっては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数

を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しない職員は、平成26年3月31日までの間、新たな俸給月額に加え、新旧俸給月額の差額（国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第50号）附則第2項の規定により給与を減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から56号俸
	2級	1号俸から24号俸
	3級	1号俸から8号俸
教育職員俸給表	1級	1号俸から48号俸
	2級	1号俸から32号俸
	3級	1号俸から12号俸
医療職員（一）俸給表	1級	1号俸から52号俸
	2級	1号俸から32号俸
	3級	1号俸から16号俸
	4級	1号俸から4号俸
医療職員（二）俸給表	1級	1号俸から56号俸
	2級	1号俸から40号俸
	3級	1号俸から16号俸
	4級	1号俸から4号俸

- 3 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける職員（以下「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日の給与規程第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整が必要であるものとして学長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則

この規程は、平成24年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月24日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員（その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日の給与規程第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日において45歳未満の職員（その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の給与規程第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める職員の平成26年4月1日における号

俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第36条の改正規定 平成26年12月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成26年4月1日
- 3 第2条の規定にかかわらず、平成26年4月1日以降において、新規程を適用した場合に支給されることとなる給与の額と改正前の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程により支給されていた給与の額の差額に相当する額を平成27年3月31日までに一時金として一括支給する。
- 4 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以後の第10条第1項に規定する俸給月額については、平成27年3月31日に受けていた俸給月額に達しない職員は、平成30年3月31日までの間、新たな俸給月額に加え、新旧俸給月額の差額（国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第50号）附則第2項の規定により給与を減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第36条の改正規定 平成27年12月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成27年4月1日
- 3 第2条の規定にかかわらず、平成27年4月1日以降において、新規程を適用した場合に支給されることとなる給与の額と改正前の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程により支給されていた給与の額の差額に相当する額を平成28年3月31日までに一時金として一括支給する。
- 4 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第36条の改正規定 平成28年12月1日
 - (2) 第25条、第27条、別表第1～第4及び第8の改正規定 平成28年4月1日
- 3 第2条の規定にかかわらず、平成28年4月1日以降において、新規程を適用した場合に支給されることとなる給与の額と改正前の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程により支給されていた給与の額の差額に相当する額を平成29年1月31日までに一時金として一括支給する。
- 4 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度から平成31年度までにおける扶養親族の対象者及び手当額については、改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規則」という。）第26条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

対 象 者	手 当 額		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10,000円	6,500円	6,500円（教育職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「教育職員5級職員」という。）にあっては、3,500円）
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）	1人につき10,000円	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）	1人につき6,500円	1人につき6,500円（教育職員5級職員にあっては、3,500円）
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母			
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹			
第6号 重度心身障害者			

- 3 平成29年度における新規則第26条第4項の規定の適用については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第36条の改正規定 平成29年12月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成29年4月1日
- 3 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日の昇給において抑制を受けた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第36条の改正規定 平成30年12月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成30年4月1日
- 3 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第36条の改正規定 令和元年12月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日
- 3 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第28条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、次項に規定する額。以下「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 新規程第28条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から新規程の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 3 前項における旧手当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として旧規程の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。
 - (1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた前項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下「旧家賃月額」という。）より高い場合
旧家賃月額
 - (2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合 変更後の家賃の月額

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第35条第2項の規定にかかわらず、新規程の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、127.5分の15を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、107.5分の15を乗じて得た額）（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
- 3 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き

き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者等については、関係法令等の定めるところによる。

附 則（令和５年２月８日）

- １ この規程は、令和５年３月１日から施行する。
- ２ 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - （１）第１０条の改正規定 令和４年１０月１日
 - （２）第１１条の改正規定 令和４年４月１日
 - （３）第３６条の改正規定 令和４年１２月１日
- ３ 第２条の規定にかかわらず、令和４年４月１日以降において、新規程を適用した場合に支給されることとなる給与の額と改正前の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程により支給されていた給与の額の差額に相当する額を令和５年３月３１日までに一時金として一括支給する。
- ４ 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則（令和５年３月１６日）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年１月２５日）

- １ この規程は、令和６年２月１日から施行する。
- ２ 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - （１）第１１条、第２５条の改正規定 令和５年４月１日
 - （２）第３５～３６条の改正規定 令和５年１２月１日
- ３ 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則（令和６年３月１３日）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年１月３０日）

- １ この規程は、令和７年３月１日から施行する。
- ２ 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - （１）第１１条、第２５条の改正規定 令和６年４月１日
 - （２）第３５～３６条の改正規定 令和６年１２月１日
- ３ 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則（令和７年３月１１日）

- １ この規程は、令和７年４月１日から施行する。
- ２ 令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において別表第１から別表第４までの俸給表の適用を受けていた者の切替日における新号俸は、別に定める。
- ３ 令和８年３月３１日までの間における扶養親族の対象者及び手当額については、改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程第２６条第２項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

対 象 者	手 当 額
第１号 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子	１人につき１１，５００円
第２号 満２２歳に達する日以後の最初の３	１人につき６，５００円（教育職員５級

月 3 1 日までの間にある孫	職員にあつては， 3， 5 0 0 円)
第 3 号 満 6 0 歳以上の父母及び祖父母	
第 4 号 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある弟妹	
第 5 号 重度心身障害者	
第 6 号 配偶者	3， 0 0 0 円（教育職員 5 級職員にあつては，支給しない）

附 則

- この規程は，令和 8 年 2 月 1 日から施行する。
- 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - 第 1 1 条，第 2 5 条，第 2 9 条第 2 項の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日
 - 第 3 5 ～ 3 6 条の改正規定 令和 7 年 1 2 月 1 日
- 新規程の規定は，施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし，引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については，前項の規定による。

附 則

- この規程は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 令和 7 年 5 月 3 1 日以前に犯した罪により禁錮以上の刑に処せられた者は，この規程による改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の規定の適用については，拘禁刑以上の刑に処せられた者とみなす。
- 令和 7 年 5 月 3 1 日以前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は，この規程による改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程第 3 5 条第 5 項第 1 号の規定の適用については，拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この規程は，令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 1 1 条関係）
一般職員俸給表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			

36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				

74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
86	266,200	305,800	355,700							
87	266,500	306,100	356,100							
88	266,800	306,400	356,500							
89	267,100	306,700	356,700							
90	267,400	307,000	357,100							
91	267,700	307,300	357,500							
92	268,000	307,600	357,900							
93	268,300	307,800	358,100							
94		308,000	358,400							
95		308,300	358,800							
96		308,700	359,100							
97		308,900	359,400							
98		309,200	359,800							
99		309,500	360,200							
100		309,900	360,600							
101		310,100	361,100							
102		310,400	361,500							
103		310,700	361,900							
104		311,000	362,300							
105		311,200	362,800							
106		311,500	363,200							
107		311,800	363,500							
108		312,100	363,800							
109		312,300	364,200							
110		312,600								
111		313,000								

112		313,300								
113		313,500								
114		313,700								
115		314,000								
116		314,400								
117		314,600								
118		314,800								
119		315,100								
120		315,400								
121		315,700								
122		315,900								
123		316,200								
124		316,500								
125		316,800								
再任用 職員	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

備考 この表は、事務職員及び技術職員に適用する。

別表第2（第11条関係）
教育職員俸給表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	230,900	275,700	354,200	408,200	480,200
2	233,500	277,900	355,800	409,800	488,400
3	235,900	280,000	357,400	411,100	496,900
4	238,300	281,900	358,900	412,300	505,300
5	240,700	283,700	360,400	413,500	513,500
6	243,100	285,200	362,000	414,500	521,200
7	245,600	286,700	363,600	415,500	528,700
8	248,100	288,200	365,100	416,400	535,900
9	250,600	290,000	366,500	417,300	542,500
10	252,400	291,900	368,500	418,300	547,700
11	254,200	293,700	370,500	419,400	552,300
12	256,000	295,600	372,400	420,500	556,600
13	257,700	297,600	374,200	421,500	559,700
14	259,200	299,600	375,800	422,600	562,500
15	260,800	301,600	377,400	423,600	565,200
16	262,300	303,600	378,800	424,600	567,600
17	263,800	305,500	380,100	425,600	569,600
18	265,200	308,000	381,600	426,700	
19	266,500	310,700	382,800	427,800	
20	267,900	313,300	384,100	428,900	
21	269,300	315,900	385,400	429,900	
22	270,600	318,300	386,600	431,000	
23	272,000	320,700	387,800	432,100	
24	273,300	322,900	388,900	433,200	
25	274,800	325,100	390,000	434,100	
26	276,400	327,100	391,300	435,200	
27	278,000	329,100	392,600	436,200	
28	279,600	331,100	393,900	437,200	
29	281,000	333,100	395,100	438,100	
30	282,700	335,000	396,400	439,200	
31	284,400	336,900	397,700	440,200	
32	286,200	338,800	398,900	441,300	
33	288,000	340,600	400,100	442,300	
34	289,200	342,500	401,300	443,500	
35	290,400	344,400	402,500	444,600	

36	291, 500	346, 300	403, 600	445, 800	
37	292, 500	348, 000	404, 600	446, 500	
38	293, 500	349, 200	405, 800	447, 400	
39	294, 600	350, 300	406, 900	448, 300	
40	295, 600	351, 300	407, 900	449, 100	
41	296, 400	351, 800	409, 000	449, 900	
42	297, 500	352, 200	410, 200	450, 800	
43	298, 600	352, 600	411, 300	451, 600	
44	299, 500	352, 900	412, 400	452, 300	
45	300, 100	353, 400	413, 300	453, 000	
46	301, 100	353, 900	414, 300	453, 900	
47	301, 900	354, 400	415, 300	454, 800	
48	302, 800	354, 700	416, 200	455, 700	
49	303, 800	355, 000	417, 400	456, 600	
50	304, 200	355, 300	418, 700	457, 500	
51	304, 700	355, 600	420, 100	458, 500	
52	305, 100	355, 900	421, 400	459, 400	
53	305, 600	356, 300	422, 200	460, 400	
54	306, 100	356, 600	423, 200	461, 400	
55	306, 400	357, 000	424, 200	462, 300	
56	306, 700	357, 300	425, 300	463, 300	
57	307, 100	357, 600	426, 200	464, 200	
58	307, 500	358, 000	426, 900	465, 100	
59	308, 000	358, 300	427, 700	466, 000	
60	308, 300	358, 700	428, 400	467, 000	
61	308, 600	359, 000	429, 100	467, 800	
62	308, 900	359, 300	429, 900	468, 200	
63	309, 200	359, 700	430, 700	468, 800	
64	309, 600	360, 000	431, 300	469, 400	
65	310, 000	360, 300	431, 900	470, 100	
66	310, 300	360, 700	432, 400	470, 800	
67	310, 700	361, 000	432, 800	471, 100	
68	311, 000	361, 400	433, 200	471, 700	
69	311, 400	361, 800	433, 500	472, 100	
70	311, 700	362, 100	433, 800	472, 500	
71	312, 100	362, 500	434, 100	472, 800	
72	312, 500	362, 900	434, 500	473, 100	
73	312, 800	363, 200	434, 800	473, 400	

74	313, 100	363, 600	435, 100	473, 600	
75	313, 500	364, 000	435, 500	474, 000	
76	313, 800	364, 400	435, 900	474, 300	
77	314, 200	364, 700	436, 200	474, 600	
78	314, 500	365, 100	436, 500	474, 900	
79	314, 900	365, 500	436, 900	475, 200	
80	315, 200	366, 000	437, 200	475, 500	
81	315, 500	366, 500	437, 500	475, 800	
82	315, 800	367, 100	437, 900	476, 300	
83	316, 100	367, 800	438, 200	476, 600	
84	316, 400	368, 400	438, 500	476, 900	
85	316, 700	369, 000	438, 800	477, 200	
86	317, 100	369, 600	439, 100		
87	317, 500	370, 200	439, 300		
88	317, 900	370, 800	439, 600		
89	318, 300	371, 300	439, 900		
90	318, 600	371, 700	440, 200		
91	318, 900	372, 000	440, 400		
92	319, 300	372, 400	440, 700		
93	319, 700	372, 800	441, 000		
94	320, 100	373, 200	441, 300		
95	320, 500	373, 600	441, 600		
96	320, 900	374, 000	441, 900		
97	321, 100	374, 600	442, 200		
98	321, 500	375, 100	442, 500		
99	321, 900	375, 500	442, 800		
100	322, 300	376, 000	443, 100		
101	322, 500	376, 400	443, 400		
102	322, 900	376, 900	443, 700		
103	323, 100	377, 200	444, 000		
104	323, 600	377, 500	444, 300		
105	324, 000	378, 000	444, 500		
106	324, 300	378, 400			
107	324, 600	378, 900			
108	324, 900	379, 400			
109	325, 100	379, 800			
110	325, 400	380, 300			
111	325, 700	380, 700			

112	326, 100	381, 100			
113	326, 400	381, 500			
114	326, 700	381, 900			
115	327, 000	382, 300			
116	327, 300	382, 700			
117	327, 600	383, 100			
118	328, 000	383, 500			
119	328, 400	383, 900			
120	328, 800	384, 300			
121	329, 000	384, 600			
122	329, 200	385, 000			
123	329, 400	385, 400			
124	329, 700	385, 700			
125	330, 000	386, 100			
126	330, 200	386, 600			
127	330, 500	387, 100			
128	330, 800	387, 500			
129	331, 100	387, 900			
130	331, 400	388, 400			
131	331, 700	388, 900			
132	331, 900	389, 400			
133	332, 100	389, 900			
134	332, 400	390, 400			
135	332, 700	390, 900			
136	332, 900	391, 400			
137	333, 200	391, 900			
138	333, 400	392, 400			
139	333, 700	392, 900			
140	334, 000	393, 400			
141	334, 300	393, 900			
142	334, 700				
143	335, 100				
144	335, 500				
145	335, 700				
146	336, 100				
147	336, 400				
148	336, 800				
149	337, 000				

150	337,300				
151	337,600				
152	338,000				
153	338,200				
154	338,600				
155	339,000				
156	339,400				
157	339,600				
再任用職員	248,900	298,500	309,800	332,500	419,500

備考 この表は，教育職員に適用する。

別表第3（第11条関係）

医療職員（一）俸給表

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	

36	249, 100	274, 100	303, 300	328, 600	376, 800	418, 200	461, 600	
37	249, 800	275, 000	304, 300	329, 800	377, 800	418, 600	461, 900	
38	250, 400	275, 800	305, 300	331, 000	378, 600	418, 800		
39	251, 000	276, 600	306, 300	332, 300	379, 500	419, 100		
40	251, 600	277, 300	307, 300	333, 500	380, 600	419, 400		
41	252, 200	278, 000	308, 200	334, 400	381, 600	419, 700		
42	252, 800	278, 800	309, 400	335, 600	382, 600	420, 000		
43	253, 400	279, 600	310, 500	336, 800	383, 600	420, 300		
44	253, 900	280, 300	311, 600	338, 000	384, 500	420, 600		
45	254, 300	281, 000	312, 600	338, 900	385, 300	420, 800		
46	254, 900	281, 800	313, 700	339, 900	386, 100	421, 100		
47	255, 300	282, 600	314, 800	340, 900	387, 000	421, 400		
48	255, 700	283, 300	315, 800	341, 800	387, 800	421, 700		
49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300	421, 900		
50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100	422, 100		
51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900	422, 400		
52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	422, 700		
53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900		
54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800			
55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500			
56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100			
57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500			
58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000			
59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600			
60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200			
61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600			
62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100			
63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600			
64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100			
65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700			
66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200			
67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800			
68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400			
69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900			
70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400			
71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800			
72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200			
73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500			

74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000			
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400			
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800			
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200			
78	265,000	301,000	338,100	359,700				
79	265,300	301,200	338,500	359,900				
80	265,500	301,500	339,000	360,200				
81	265,700	301,800	339,500	360,700				
82	266,000	302,000	339,800	361,000				
83	266,300	302,300	340,000	361,300				
84	266,500	302,600	340,300	361,600				
85	266,700	302,800	340,700	362,000				
86		303,000	341,100	362,300				
87		303,200	341,400	362,600				
88		303,400	341,700	362,900				
89		303,800	342,000	363,300				
90		304,000	342,200	363,600				
91		304,200	342,600	363,800				
92		304,400	342,900	364,100				
93		304,800	343,100	364,400				
94		305,000	343,400	364,800				
95		305,200	343,700	365,200				
96		305,500	343,900	365,600				
97		305,800	344,100	366,100				
98		306,000	344,400	366,500				
99		306,200	344,700	366,900				
100		306,500	344,900	367,300				
101		306,800	345,100	367,800				
102		307,000	345,300					
103		307,200	345,700					
104		307,500	345,900					
105		307,800	346,100					
106			346,400					
107			346,800					
108			347,200					
109			347,400					
再任用職員	201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400	447,600

備考 この表は、保健科学部附属東医学統合医療センターの診療放射線技師、臨床検査技師及び薬剤師に適用する。

別表第4（第11条関係）

医療職員(二)俸給表

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200

34	270, 700	288, 500	311, 400	331, 200	369, 100	430, 400	473, 900
35	271, 300	289, 000	312, 100	332, 300	370, 500	431, 600	474, 600
36	271, 800	289, 400	312, 800	333, 400	371, 900	432, 800	475, 400
37	272, 400	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300	434, 100	476, 200
38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300	435, 200	477, 000
39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700	436, 400	477, 700
40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000	437, 600	478, 400
41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300	438, 800	479, 200
42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700	439, 800	
43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000	440, 900	
44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000	
45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000	
46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500	
47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000	
48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400	
49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000	
50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500	
51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900	
52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400	
53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900	
54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300	
55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600	
56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900	
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300	
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600		
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300		
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900		
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500		
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100		
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800		
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400		
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100		
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600		
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200		
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700		
69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100		

70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
86	295,800	322,600	360,600	379,900			
87	296,300	323,600	361,400	380,500			
88	296,800	324,600	362,200	381,000			
89	297,200	325,500	362,800	381,300			
90	297,700	326,500	363,400	381,800			
91	298,200	327,500	364,000	382,100			
92	298,700	328,500	364,600	382,400			
93	299,200	329,300	365,000	383,000			
94	299,600	330,000	365,400	383,500			
95	300,100	330,700	365,900	384,000			
96	300,700	331,300	366,300	384,500			
97	301,300	331,800	366,800	385,100			
98	301,800	332,100	367,200	385,600			
99	302,300	332,600	367,700	386,100			
100	302,800	333,200	368,100	386,500			
101	303,200	333,600	368,400	387,100			
102	303,700	334,100	368,900	387,600			
103	304,100	334,700	369,200	388,100			
104	304,500	335,200	369,500	388,600			
105	304,900	335,600	369,900	389,200			

106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600			
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100			
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600			
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200			
110	306, 500	337, 800	372, 400				
111	306, 700	338, 100	372, 900				
112	307, 000	338, 400	373, 300				
113	307, 300	338, 700	373, 700				
114	307, 500	339, 100	374, 100				
115	307, 800	339, 400	374, 600				
116	308, 000	339, 700	375, 100				
117	308, 300	339, 900	375, 500				
118	308, 500	340, 200	376, 000				
119	308, 800	340, 500	376, 500				
120	309, 100	340, 700	377, 000				
121	309, 400	340, 900	377, 300				
122	309, 700	341, 200					
123	310, 000	341, 500					
124	310, 300	341, 800					
125	310, 500	342, 000					
126	310, 700	342, 300					
127	311, 000	342, 600					
128	311, 400	342, 800					
129	311, 600	343, 000					
130	311, 900	343, 200					
131	312, 200	343, 500					
132	312, 600	343, 700					
133	312, 800	344, 000					
134	313, 100	344, 400					
135	313, 400	344, 800					
136	313, 700	345, 200					
137	313, 900	345, 500					
138	314, 200	345, 900					
139	314, 500	346, 300					
140	314, 800	346, 700					
141	315, 000	347, 000					

142	315,300	347,400					
143	315,700	347,700					
144	316,000	348,100					
145	316,200	348,400					
146	316,400	348,800					
147	316,700	349,200					
148	317,000	349,600					
149	317,200	349,900					
150	317,400	350,300					
151	317,700	350,700					
152	318,000	351,100					
153	318,400	351,400					
154	318,600						
155	318,800						
156	319,100						
157	319,400						
158	319,700						
159	320,000						
160	320,300						
161	320,700						
162	321,000						
163	321,300						
164	321,600						
165	322,000						
166	322,300						
167	322,600						
168	322,900						
169	323,300						
再任用職員	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

備考 この表は、保健科学部附属東西医学統合医療センター及び保健管理センターの看護師に適用する。

別表第5（第23条第2項（俸給の調整額）関係）

区 分		職 員	調整数
学部		学部の授業に直接従事している教授，准教授，講師，助教及び助手	1
大学院	研究指導	大学院の担当を命じられた教授，准教授，講師又は助教で研究指導を担当することができる者のうち，研究指導に従事している者	0.8
		大学院の担当を命じられた教授，准教授，講師又は助教で研究指導を担当することができる者のうち，副指導に従事している者	0.2
	講義等	大学院の担当を命じられた教授，准教授，講師又は助教のうち、年度を通じて6単位以上の講義等を担当する者	0.7
		大学院の担当を命じられた教授，准教授，講師又は助教のうち、年度を通じて4単位以上6単位未満の講義等を担当する者	0.5
		大学院の担当を命じられた教授，准教授，講師又は助教のうち、年度を通じて2単位以上4単位未満の講義等を担当する者	0.3
		大学院の担当を命じられた教授，准教授，講師又は助教のうち、年度を通じて0.6単位以上2単位未満の講義等を担当する者	0.2
		大学院の担当を命じられた教授，准教授，講師又は助教のうち、年度を通じて0.6単位未満の講義等を担当する者	0.1

備考 大学院における長期履修者に係る研究指導の調整数は定められた調整数の6.7／10，留年者に係る研究指導の調整数は定められた調整数の5／10とする。

別表第6（第23条第3項関係）

職務の級	調整基本額
1級	9,000
2級	10,500
3級	11,900
4級	12,700
5級	15,000

別表第7（第24条（管理職手当）関係）

職 名	手当額
副学長	93,500円
学部長	80,200円
障害者高等教育研究支援センター長	80,200円
保健科学部附属東西医学統合医療センター長	62,300円
事務局長	94,000円
事務局の課長	72,700円
	62,300円

備考 事務局の課長の手当額欄の「72,700円」については、学長が指名する者に限る。

別表第8（第25条第3項（初任給調整手当）関係）

期間の区分	額(円)
1年未満	52,100
1年以上2年未満	52,100
2年以上3年未満	52,100
3年以上4年未満	52,100
4年以上5年未満	52,100
5年以上6年未満	52,100
6年以上7年未満	50,300
7年以上8年未満	48,500
8年以上9年未満	46,700
9年以上10年未満	44,900
10年以上11年未満	43,100
11年以上12年未満	41,300
12年以上13年未満	39,500
13年以上14年未満	37,700
14年以上15年未満	36,300
15年以上16年未満	34,900
16年以上17年未満	33,500
17年以上18年未満	32,100
18年以上19年未満	30,700
19年以上20年未満	29,300
20年以上21年未満	27,900
21年以上22年未満	27,300
22年以上23年未満	26,700
23年以上24年未満	25,700
24年以上25年未満	25,100
25年以上26年未満	24,500

26年以上27年未満	23,900
27年以上28年未満	23,300
28年以上29年未満	22,500
29年以上30年未満	22,200
30年以上31年未満	21,800
31年以上32年未満	21,200
32年以上33年未満	20,300
33年以上34年未満	19,400
34年以上35年未満	18,700
(備考) この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。	

別表第9（第34条の3（入試手当）関係）

業務区分	手当額	備考
試験場責任者・入試実施委員 監督者（予備監督者を含む） 監督補助者	1日当たり 10,000円	1日の業務従事時間が、4時間未満のときの手当額は1/2とする。
試験監督補助者（リスニングのみ）	1日当たり 3,000円	
救護室員	1日当たり 10,000円	